

平成29年度第1回習志野市個人情報保護審議会会議概要

1. 日 時

平成29年12月20日（水）午前9時から午前10時15分

2. 場 所

市庁舎5階会議室2

3. 出席者

習志野市個人情報保護審議会委員
(50音順)

会 長	三 幣 芳 夫
	田 中 知 華
	新 妻 清 純
	福 田 佐 知 子
部 長	市 川 隆 幸
次 長	花 澤 光 太 郎
課 長	花 澤 次 長 事 務 取 扱
主 幹	渡 辺 雅 史
主任主事	島 岡 美 和
主任主事	廣 田 修 一
主 幹	樋 田 雄 一
主任主事	佐 々 木 雄 太

事務局 習志野市総務部

情報政策課

説明員 習志野市総務部

契約検査課

4. 日 程

第1 開会

第2 傍聴に係る遵守事項について

第3 議題

平成29年度諮問第1号について

第4 その他

習志野市個人情報保護条例の改正案について

第5 閉会

5. 会議概要

5-1. 日程第1及び2について

習志野市個人情報保護条例施行規則第13条第4項の規定に基づき、4名の委員が出席し、同条第5項により審議会が成立した。

会長の宣言によって開会された後、習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針第7の規定により、傍聴に係る遵守事項が決定された。

5-2. 日程第3について

説明員の契約検査課職員2名が入室後、説明員より諮問第1号の内容を説明した。

実施機関の説明要旨

＜本人以外からの個人情報の収集及びその理由について＞

契約検査課では、市庁舎に設置された防犯カメラの運用を行っている。防犯カメラは市庁舎の適切な維持管理及び犯罪の未然防止等を目的に設置するため、その事務の性質上、本人以外から個人情報を収集する必要がある。

よって、習志野市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第7条第3項第7号の規定により諮問するものである。なお、防犯カメラの運用にあたっては、「習志野市庁舎防犯カメラ設置運用基準（以下「運用基準」という。）」に基づき、行うものとする。

委員からの意見

- ・防犯カメラにより収集する個人情報は、運用基準に規定した取扱いを遵守するものとし、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理取扱者として指名された者以外が扱うことのないよう留意すべきである。
- ・防犯カメラにより収集する個人情報の利用及び提供については、運用基準に規定した範囲を超えて利用及び提供がなされないよう留意すべきである。
- ・市庁舎を利用する者が、防犯カメラによる撮影が行われていることを認識できるようにすべきである。

審議会の結論

諮問第1号について、本人以外からの個人情報の収集は、適当なものと認める。ただし、市庁舎を利用する者が、防犯カメラによる撮影が行われていることを認識できるような措置を講じるものとする。

5-3. 日程第4について

習志野市個人情報保護条例改正案について、事務局より説明を行った。

説明の概要

今回の条例改正は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行個法」という。）」の改正に対応するために行うものである。行個法が改正され、①個人情報の定義の明確化のための「個人識別符号」の導入、②要配慮個人情報の導入、③

非識別加工情報の仕組みの導入に係る3つの規定の整備が行われた。これにより、地方公共団体においても、この法改正の趣旨を踏まえた個人情報保護条例の見直しに取り組むこととされた。

なお、今回の条例改正では、①個人情報の定義の明確化のための「個人識別符号」の導入を行うものとし、②及び③の対応は、国等の動向を踏まえ、別途行うものとする。

個人識別符号の導入に伴い、条例を見直したところ、制度の運用上、改正が必要と考えられる点が3点判明した。1点目に、自己情報開示請求書等の形式的不備についての補正の求めに係る規定の追加、2点目に、習志野市情報公開条例の改正に伴う用語の整理、3点目に、補正のために要した期間を決定期間に算入しない旨の規定の追加である。これらについても、今回の条例改正で対応する。

委員からの意見

条例改正案について、特に異論はない。

5-4. 日程第5について

事務局から、日程第3の答申案及び会議概要案については、各委員の了承の後、会長の決裁をもって決定する旨が述べられ、閉会となった。